平成２２年（フ）第１７３号
富山市高木3136―１　コーポサンライト105号室　澁谷佳春方、住民票上の住所富山市荒川新町１番85―202号　ＰＡＬ荒川
債務者　澁谷　和彦
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９８号
富山市有沢７番地　セゾン有沢201
債務者　田近　義朗
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７５号
神奈川県横須賀市桜が丘２丁目23番27号
債務者　飯塚美千代
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１９２号
神奈川県三浦市初声町和田1691番地６
債務者　栗本美智子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１９５号
神奈川県横須賀市平作７丁目15番５号
債務者　豊島　秀人
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１９６号
神奈川県横須賀市平作７丁目15番５号
債務者　豊島　良子（旧姓熊代）
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１９９号
神奈川県横須賀市長坂３丁目25番18号　マーガレットヒルA102
債務者　相川壮一郎
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２０２号
神奈川県横須賀市三春町１丁目11番地　コンフォート203
債務者　白石　繁美
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月30日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第７０号
福島県石川郡石川町大字塩沢字池ノ入77番地
債務者　吉田　宗典
１　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第７９号
福島県西白河郡矢吹町大町62番地　ミリオンハイツ３―202
債務者　奥川　昭次
１　決定年月日時　平成22年７月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで　福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１８２４号
名古屋市緑区亀が洞１丁目413番地　ファインパレス徳重302号
債務者　魚住　由美
１　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６５号
青森市浪岡大字杉沢字井ノ下136番地15
債務者　山田美奈子
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７２号
青森県弘前市大字鷹匠町44番地１　グランクリュー鷹匠Ｂ―201号
債務者　佐藤あけみ
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１７４号
青森県弘前市大字富野町17番地１
債務者　高木　紀子
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１８１号
青森県八戸市高州２丁目13番11―３号　サンライズ大堀Ｈ号
債務者　上道奈津美
１　決定年月日時　平成22年７月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１１５号
山口県下松市桜町３丁目16番13号
債務者　今井　　隆
１　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第１３３号
山口県下松市瑞穂町１丁目12番13号　伊藤アパート３号
債務者　古里　良教
１　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで　山口地方裁判所周南支部